

地域の会

～ 1月定例会 概要 ～

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。



第223回定例会（柏崎原子力広報センター）

第224回、第225回定例会の中止について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の適用を受け、第224回（2月）及び第225回（3月）の定例会は中止いたしました。今号は第223回定例会のみの掲載となります。

今後の「地域の会」定例会の開催案内 ※開催日時や場所は変更になる場合がありますので、詳しくは事務局にお問い合わせ願います。

第226回定例会

日時：2022年4月13日（水）18:30～20:30
場所：柏崎原子力広報センター 2階 研修室

第227回定例会

日時：2022年5月11日（水）18:30～20:30
場所：柏崎原子力広報センター 2階 研修室

新型コロナウイルス感染症対策により、傍聴席は1F実験室に設けず。定員は15名程度（先着）です。

地域の会の活動はホームページでご覧いただけます。 <https://www.tiikinokai.jp>

東京電力HD(株)の改善措置計画報告書について
(東京電力HD(株)・原子力規制庁)

Q

建屋の壁には90cmの

中越沖地震の後、

〔前回定例会以降の動きについて〕

地域の会第223回定例会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間を30分短縮して開催した。前半は、前回定例会以降の動きについて各オガバーから説明を受けて質疑応答を行った。会の後半では、東京電力HD(株)のIDカード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる「改善措置計画報告書」について説明を受け、委員は感想、意見を要望などを述べた。



東京電力

必要な措置はきちんと実施しているが改めて確認し説明したい。

Q

当時はあれだけの大きな地震だったからひびが入るのも仕方ないと簡単に考えていた。ひび割れについても一度確認してもらいたいと思うがどうか。

東京電力

中越沖地震後、建物の壁や床など構造部材について、ひびの場所や幅、耐震上の影響・評価などを調査し原子力安全・保安院(当時)に報告した。補修状況も公表し報告書を提出している。

コンクリートを貫通するひび割れなどが多くあった。補修した箇所は記録されていると思うが、それについて再度確認する計画はあるか。

Q

6号機大物搬入建屋の杭の損傷について

写真を見ると鉄筋が赤くなっているがこれは何か。7号機大物搬入建屋も6号機と同じように揺れ、被害があったのではないかと。7号機は全部撤去されていると聞いたが20mあったという杭は残っていないのか。調査はしているか。



赤く見えるのは、鉄筋に塗った防錆剤。7号機大物搬入建屋は上物に地震の影響はなく杭に損傷があるとは思っていません。上物も基礎も全て壊れている。6号機の杭は頂部の床板に接合する部分から深さ1〜2mを壊している。今回損傷が見つかっただけは地表すれすれの杭頭部。セメント

Q

3点支持の重機のようなものが図面に見えるが、このような機械を下に降ろして地盤改良するのか。

東京電力

地盤改良で固めた基礎部分の下を掘り、そこに地盤改良機を設置してその下の杭の周りの地盤改良を行う。さらに掘削した空間をセメント系の材料で地表面までを埋め戻すという方法。しかし、調査の過程で杭の損傷が見つかったため、その補修方法や杭を使うかわからないかを考えていきたい。

Q

起きたことについては対応をしっかりとお願いしたい。6号機の今後の耐震強化についてどのような工法で地盤改良するのか。

系の材料で地盤改良し固めているので、掘削して目で点検することは出来ない。他の方法で評価することを検討している。

東京電力

3点支持の重機とは少し違うが、基礎の真下の部分についてはボーリングをしながらその周辺にセメントを混合攪拌するような方法で改良を行う。

Q

六価クロムが出てくる心配があるが対策はしているか。

東京電力

材料の六価クロムの対応は当然考えている。それを防ぐような材料を使い試験で確認しながら慎重に実施する。

消火設備配管の不適切な溶接施工について

Q

再施工の抜き取り検査は1537カ所のうちどれくらいの個数を検査するのか。また、第三者機関の発電設備技術検査協会（以下、発電技検）が直接確認しながら、と資料に記載があるが、立ち合いのようなものでお墨付きがもらえるのか。

東京電力

現在、（株）東京エネシス（以下、エネシス）側との再発防止策を検討している。抜き取り率についても検討事項にあり、分かった時点でお伝えしたい。今後は我々がエネシスの仕事についてしっかりと確認していく。発電技検については専門家としての意見を伺い、その意見を確認した上で我々が判断していく。



●再施工の検査は全数東京電力に立ち合いをしてもらいたい。抜き取り検査だけでも東京電力が行うのは有難いと思っ

（東京電力HD（株）の改善措置計画報告書について）

Q

●原発内でDカードのデータを書き換えるところが問題だと思っていた。今度は現場で書き換えができないと聞き、そこは良かった。保全については、時間基準保全から状態監視保全に変わり、保全方式と保守の体制が合致していない。人に対しての改善計画はいろいろあるが規定と設備に関しての改善計画が少ない。今後それも頭に入れて改善を進めてもらいたい。

●日本原子力防護システムが何度も東京電力に対して進言したにも関わらず、聞く耳を持たなかったというのを時系列で知り、驚いたと同時に本当に残念でならない。協力企業などの専門性を軽んじる体質が東京電力にあると思った。東京電力だけではもう無理だと思っ

●もう仕組み作りを検討してもらいたい。

●こんな説明をしなければいけない所長の忸怩たる思いを感じる。体質を改善するという決意や熱意で組織を改編していただきたい。

Q

規制庁から見て、東電が変わってきたと思うところはあるか。

規制庁

●個人の所感としては、変わってきていると感じる。コミュニケーションの観点から非常に良くなったかと思う。今後もしっかりと見ていかなければならない。



編集後記

オミクロン株流行で第6波が到来し、県内のまん延防止等重点措置もさらに3月6日まで期間延長されました。そのような中、県と柏崎市などでは原子力防災訓練が実施されました。避難訓練については地域の会でも議論しており、今後大きなテーマの一つです。『実効性ある避難計画』の早期策定が急がれるところです。

近年『SDGs』の活動が活発化しています。IAEAは原子力が果たしうる役割は、17の目標のうち、飢餓、保健、水・衛生、エネルギー、技術革新、気候変動、海洋資源、陸上資源、実施手段の9つの分野で原子力科学技術が直接貢献できると発表し、また成長・雇用への貢献も期待されるとしています。原子力が果たしうる役割は幅広く、SDGsの観点から原発を考

えてみることも大切かなと思っています。



会 則

【 目 的 】

第1条 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会(以下「会」という。)は、柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取り組み、並びに国及び関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的とします。

【 委 員 】

第2条 会は柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体の推薦を受けた25名以内の委員をもって構成します。

- 2.委員の任期は2年とします。
- 3.委員は再任されることができるものとします。
- 4.委員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができるものとします。
- 5.委員に欠員がある場合は、補充できるものとします。この場合、補充された委員の任期は他の委員の残任期間と同じにします。

【 オブザーバー等 】

第3条 会はオブザーバー、又は説明者として次の者(以下「事業者等」という。)を会議に出席させることができるものとします。

- (1)東京電力ホールディングス(株)
- (2)新潟県、柏崎市、刈羽村
- (3)経済産業省
- (4)原子力規制委員会
- (5)その他会が必要と認めた者

- 2.会は、必要に応じアドバイザーを出席させることができるものとします。

【 任 務 】

第4条 会は次の事項を行います。

- (1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
- (2)事業者等への提言
- (3)会での議論、活動等の住民への情報提供
- (4)委員の研修
- (5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項

【 会 及 び 委 員 の 権 利 と 責 務 】

第5条 委員は、会において、自由に意見を陳述することができます。

- 2.委員は、互いの意見を尊重するとともに、自らの意見等には責任を持つものとします。
- 3.会は、事業者等に発電所の安全確保に係る提言をすることができます。
- 4.会は、国の責任・権限に係る事項及び法令の規定を超える事項について、これらを超えて事業者等を拘束する要求はしないものとします。
- 5.委員は、会を通じて、事業者等に資料開示、情報提供、現場確認等を求めることができます。この場合、委員の情報共有のために、その活動内容を会に報告するものとします。

- 6.委員は、会の活動の中で事業者等の非開示情報を見聞した場合は、その内容を守秘するものとします。

【 事 業 者 等 の 協 力 】

第6条 事業者等は、会の目的を理解して積極的な情報開示に努めるとともに、会への説明は、委員に分かりやすいよう工夫するものとします。

- 2.事業者等は、会における委員の意見・提言を十分尊重するものとします。

【 会 の 公 開 】

第7条 会は、全て公開で行います。ただし、委員の合意により公開しないことができるものとします。

【 会 長 及 び 副 会 長 】

第8条 会に会長及び副会長を置きます。

- 2.会長及び副会長は、委員により互選します。
- 3.会長は、会に関する事務を総理します。
- 4.副会長は、会長に事故あるとき、その職務を代理します。

【 運 営 委 員 会 】

第9条 会に運営委員会を置きます。

- 2.運営委員会は、会長、副会長及び会長が指名した若干名の運営委員で構成します。
- 3.運営委員会は、会長または会の諮問事項の審議、会の運営を円滑に遂行するための提言及び会が発行する情報誌の企画、編集を行うものとします。

【 会 議 】

第10条 会議は定例会及び臨時会とします。

- 2.定例会は、原則として毎月1回招集します。
- 3.定例会のうち年1回以上は、事業者等も出席する会議(「発電所情報共有会議」という。)とします。
- 4.臨時会は、5分の1以上の会員の呼びかけ、又は事務局の求めに応じ、会長が必要と認めるときこれを招集します。
- 5.会議の議長は、会長が務めることとします。会長が出席できないとき、又は会長の指示あるときは、副会長、又は会長があらかじめ指名した者が議長にあたるものとします。

【 事 務 局 】

第11条 会の事務局は、柏崎原子力広報センターが行うものとします。

- 2.関係自治体は、事務局を補佐するものとします。

附 則

- 第2条関連事項として、委員の通算任期は10年を超えないものとする。
- 第10条関連として、委員の合意により定例会の開催回数を変更できるものとする。